復興特区における税制及び減収補填の特例措置

（１）被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却又は税額控除（法37条）

特別償却		選択適用	税額控除（※1）	
取得等時期 / 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31		取得等時期 / 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31
機械装置	50%		機械装置	15%
建物等	25%		建物等	8%

※1　税額控除は、税額の20%が限度。
但し、4年間の繰り越しが可能。

※　改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

法人税等の特別控除（法38条）

雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除（※2）	
指定日	R3.4.1～R6.3.31
控除率	10%

※2　指定後5年間、税額の20%が限度。

※　改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

新規立地促進税制（法40条）

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**（指定後5年間、所得金額を限度）

＋

再投資等した場合には**即時償却**（再投資等準備金残高を限度）

指定を受ける際の投資規模要件	
大企業	中小企業者等
初年度３億円	①初年度３千万円又は ②最大３年間で５千万円

※　改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

研究開発税制（法39条）

開発研究用資産について**取得価額の50%**（中小企業者等（※3）以外は34%）を特別償却

＋

左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除

※3　租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。

※　改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

（２）地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（法43条）

特定復興産業集積区域内における（1）の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

取得等時期	R3.4.1～R6.3.31
減収補填の上限額	10/10

※　改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。